

死亡したときの給付(埋葬料・家族埋葬料)

組合員が公務によらないで死亡したときはその被扶養者に「埋葬料および附加金」を、被扶養者が死亡したときは組合員に「家族埋葬料および附加金」を支給します。



組合員	埋葬料	50,000円
	埋葬料附加金	50,000円
被扶養者	家族埋葬料	50,000円
	家族埋葬料附加金	50,000円

- (注)① 被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った者に対し、埋葬料の範囲内で、埋葬に直接要した費用を支給します。
- ② 死産児は、被扶養者に該当しませんので、家族埋葬料の支給はありません。
なお、分娩後まもなく出産児が死亡したときは、支給の対象となります。
- ③ 第三者行為(交通事故等)により死亡し、第三者から埋葬料と同一事由の給付を受ける場合は、その金額により支給できない場合がありますので、保険課までお問い合わせください。
- ④ 組合員の公務中の死亡の場合には、地方公務員災害補償法に基づいて給付が行われるため、共済組合からの支給はありません。

提出書類および請求方法

請求書および添付書類につきましては、共済組合ホームページ、または共済事業のあらましにてご確認ください。

請求される際には、請求書および添付書類を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

※任意継続組合員の方は、共済組合へ直接請求してください。

請求の時効

短期給付は、給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間共済組合へ請求を行わないときは、その給付を受ける権利が時効により消滅しますので、請求の際にはお早めに手続きをしてください。

出産費(家族出産費)および埋葬料(家族埋葬料)の支給要件は、このほかにも詳しく定められておりますので、請求の際にはお気軽にご相談ください。



お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306

